

令和元年（2019年）度
事業承継・再生支援事業
事業承継支援助成金

【募集要項】

○申請エントリー期間

申請書類の提出は混雑緩和のため予約制になっております。
以下の期間に公社ホームページから必ずお申込みください。
令和元年9月2日（月）～令和元年9月6日（金）午後5時

○申請書類の提出期間

令和元年9月11日（水）・12日（木）・13日（金）

申請書類をご持参してください（郵送等その他方法では受け付けておりません）。
提出された申請書類は、採択の可否に関わらず返却しません。

※本助成事業は、平成30年（2018年）4月1日から令和元年（2019年）8月末日までの期間に、「公社の事業承継再生支援事業」又は「東京商工会議所、町田商工会議所、東京都商工会連合会が行う地域持続化支援事業（拠点事業）」による支援を受けた企業を対象とするものです。



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

総合支援部 総合支援課

事業承継・再生支援事業事務局

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

TEL：03-3251-7885

E-Mail：shoukei@tokyo-kosha.or.jp

URL：http://www.tokyo-kosha.or.jp/

【目次】

1	目的	3
2	支援内容	3
3	助成対象事業	3
4	申請要件	4
5	助成対象経費	6
6	助成対象経費とならない場合の例.....	7
7	助成事業のスケジュール	8
8	申請書類の作成及び提出	8
9	審査方法	10
10	助成事業を実施するための注意事項.....	11
11	助成事業完了後の注意事項	12
12	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還.....	12
	= 申込者情報のお取り扱いについて =.....	14
	Q & A	15

1 目的

この助成金は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が行う事業承継・再生支援事業（以下「本事業」という。）又は「東京商工会議所、町田商工会議所、東京都商工会連合会が行う地域持続化支援事業（拠点事業）」（以下「拠点事業」という。）の支援対象となる都内中小企業が、事業承継を推進する過程において活用する外部専門家等に委託して行う取組に対し、その経費の一部を助成することにより、都内中小企業の持続的な成長・発展に向けた新たな事業展開に寄与し、もって円滑な事業承継につなげていくことを目的としています。

※ここでの事業承継とは、次のいずれかの承継方法に合致することを意味します。

1. 同一法人における代表退任並びに代表就任を伴う代表者交代による事業（経営権）の承継
2. 個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継
3. 個人事業における廃業を伴う個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継

2 支援内容

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の実施に要する経費の一部を助成します。

- (1) 助成対象期間

交付決定日（令和元年11月1日を予定）から令和2年1月31日

- (2) 助成限度額

200万円（申請下限額20万円）

- (3) 助成率

助成対象として認められる経費の 2/3 以内

- (4) 助成対象経費

助成対象事業の実施に要する経費の一部

（6 ページ「5 助成対象経費」参照）

3 助成対象事業

次の（1）～（3）のいずれかの申請区分に該当する取組（委託費用）が助成対象事業となります。

- (1) **【Aタイプ（後継者未定）】 第三者への事業承継（M&A等）に向けた取組**

- ① 財務・法務等のデューデリジェンス
- ② 後継者候補の確保
- ③ M&A 仲介会社とのアドバイザー契約

- (2) **【Bタイプ（後継者決定）】 事業承継に向けた取組**

- ① 事業承継手続きの実務

- ② 財務・法務等のデューデリジェンス
- ③ 中核人材（幹部社員）の確保

(3) 【Cタイプ（承継済）】 事業承継後の経営改善等の取組

- ① 中核人材（幹部社員）の確保・育成
- ② 社内経営管理システムの構築
- ③ 組織・人事等内部管理体制の整備

※ 助成対象事業とならない場合の例

- ア 単なる運転資金の調達など上記助成対象事業に該当しない取組を目的としているもの
- イ 助成対象期間内に、助成事業の完了が見込めないもの
- ウ 公序良俗に反する事業など、事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

4 申請要件

申請に当たっては、次の（１）から（５）の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 次に該当する中小企業者（会社及び個人事業者）で、大企業が実質的に経営に参画していないもの

業 種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

※「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者（会社及び個人）で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成㈱
- ・ 投資事業有限責任組合

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場

合

- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(2) 組織形態が次の1又は2のいずれかに該当し、それぞれ(ア)及び(イ)の条件を満たす者

1 法人の場合

(ア) 都内に登記簿上の本店又は支店があり、申請時に登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を提出できること

(イ) 都内で実質的に2年以上事業を行っていること

2 個人事業者の場合

(ア) 都内税務署に個人事業の開業・廃業等届出書の届け出がされており、申請時にその写し(税務署受付印のあるもの)を提出できること

(イ) 都内で実質的に2年以上事業を行っていること

※実質的に事業を行っているとは

都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や個人事業の開業・廃業等届出書に記載された住所地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。また、基準日(令和元年(2019年)9月1日)までの2年以内に休眠・休業のないことが必要です。

(3) 平成30年(2018年)4月1日から令和元年(2019年)8月末日までに、事業承継へ向けて「本事業」又は「拠点事業」による支援を受けた中小企業、かつ「3 助成対象事業」に掲げる事業を実施する必要がある中小企業で、次のいずれかに該当するもの

【Aタイプ、Bタイプ】

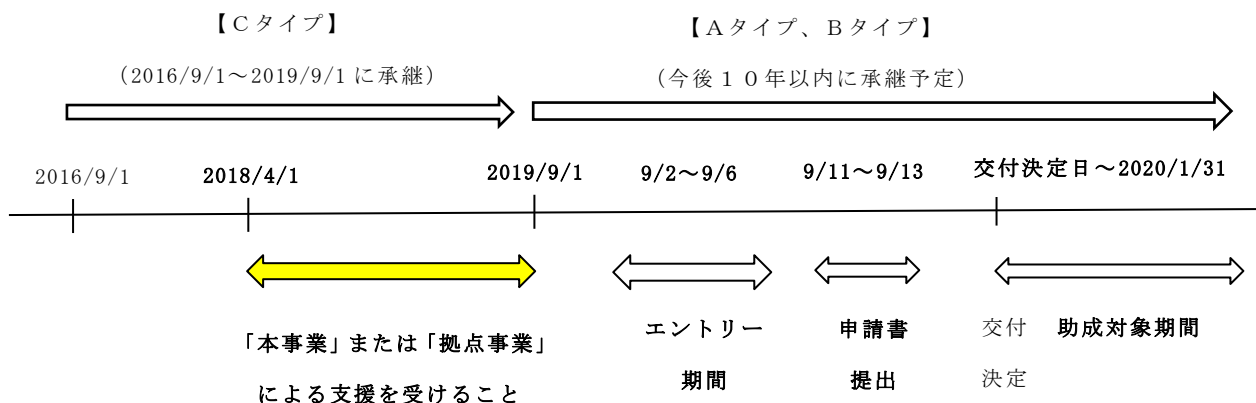
代表権を有する現経営者が60歳以上(令和元年9月1日現在)で、今後10年以内に事業承継を予定していること。

【Cタイプ】

平成28年(2016年)9月1日から令和元年(2019年)9月1日までに現経営者が事業承継していること。

※「拠点事業」による支援を受け、AタイプまたはBタイプで申請をする場合は、申請書類の提出後、令和元年9月30日(月)から令和元年10月10日(木)までの間に、別途公社による現地診断(訪問による承継に関するヒアリング)が必要となります。なお、現地診断が実施できない場合には、申請を辞退されたも

のとみなします。



(4) 次のア～イのいずれにも該当する助成事業の実施場所を有していること

ア 自社の事業所、工場等であること

イ 原則として都内であること

ウ 本助成事業における成果物等が確認できること

(5) 次のア～コのすべてに該当するもの

ア 同一内容・経費で、公社、国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

イ 本助成事業の申請は、一事業者一申請に限ること。また、同一内容・経費で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。

ウ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません。）。

エ 都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

オ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。

カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「実施結果状況報告書」等を所定期日までに提出していること。

キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

ケ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

コ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

5 助成対象経費

助成対象経費は、以下(1)から(4)の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための経費
- (2) 助成対象期間内（交付決定日から令和2年1月31日まで）に、契約、履行、支払が完了した経費
- (3) 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- (4) 財産取得となる場合は、所有権が助成事業者に帰属する経費

【助成対象経費一覧】

対象事業	対象経費（委託費に限る）
【Aタイプ（後継者未定）】 第三者への事業承継（M&A等） に向けた取組※	財務・法務等のデューデリジェンスのために、外部専門家への業務委託に要する経費
	後継者候補の確保に向けて、人材紹介会社のサービス利用に要する経費
	M&A 仲介会社とのアドバイザー契約締結に要する経費（仲介方式、アドバイザー方式どちらでも可）
【Bタイプ（後継者決定）】 事業承継に向けた取組※	事業承継手続きの実務として、株式譲渡、相続手続き等に要する外部専門家への業務委託経費
	財務・法務等のデューデリジェンスのために、外部専門家への業務委託に要する経費
	中核人材（幹部社員）確保に向けて、人材紹介会社のサービス利用に要する経費
【Cタイプ（承継済）】 事業承継後の経営改善等の取組	中核人材（幹部社員）の確保・育成のために、人材紹介会社のサービス利用や外部専門家への研修業務委託に要する経費
	社内経営管理システムの構築に向けて、外部専門家への業務委託や外部事業者へのシステム開発委託に要する経費 例）生産管理システム、営業管理システム、財務会計システム、グループウェア
	組織・人事等内部管理体制の整備のために、外部専門家への業務委託に要する経費

※AタイプおよびBタイプは、譲渡側のみ助成対象となります。また、M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用等は助成対象外です。

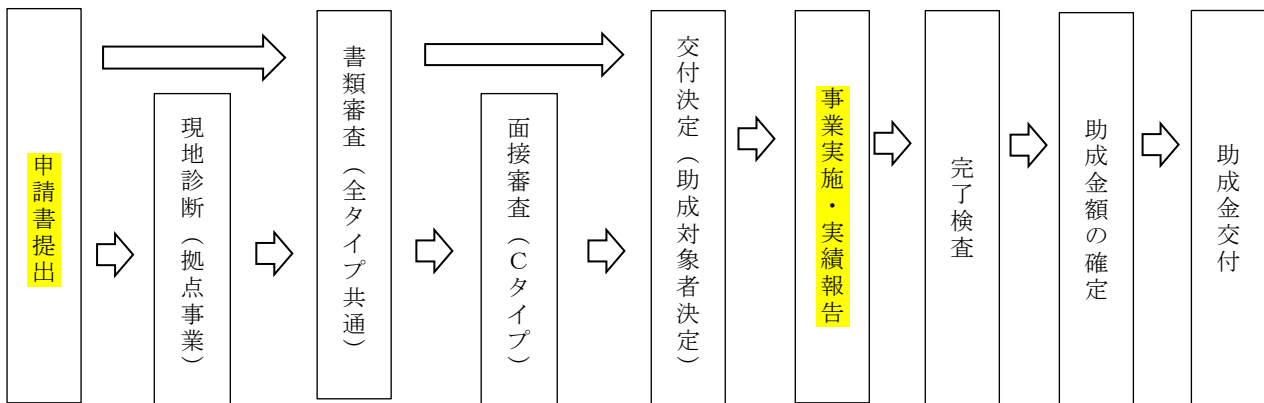
6 助成対象経費とならない場合の例

- (1) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない場合
- (2) 単なる運転資金の調達など助成対象事業に該当しない取組を目的とした経費

- (3) 見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- (4) 助成金交付申請書に記載されていないことに要した経費
- (5) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- (6) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- (7) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分
- (8) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
- (9) 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）
- (10) 一般的な市場価格に対して著しく高額な経費
- (11) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (12) 委託業務（委託費等）のすべてを第三者へ再委託したものや委託業務内容を生業としていない事業者へ委託したもの

※その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

7 助成事業のスケジュール



※ 色付きの部分は申請者が行う手続きになります。

※ 申請書類に基づき、書類審査を行います。また、Cタイプの申請については、面接審査も実施します。面接審査は10月下旬に開催し、申請者である経営者ご本人にご出席いただくことが必要条件となります（経営コンサルタント等は同席できません。また経営者にご出席いただけない場合は辞退とみなします）。面接審査の日程については、9月20日(金)までにご連絡します。

8 申請書類の作成及び提出

- (1) 申請書の入手方法

申請書類は、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/shoukei.html>

- (2) 申請書類

書類	備考	A	B	C
		タイプ	タイプ	タイプ
申請前確認書（指定様式）		●	●	●
申請書	正副各1通（計2通）	●	●	●
事業承継計画書（指定様式）	申請区分が【Bタイプ】の場合		●	
経営計画書（様式は自由）	申請区分が【Cタイプ】の場合 様式は自由ですが、経営計画書の内容と申請内容の整合性も審査対象となります。			●
支援証明書（支援拠点長名）	「拠点事業」による支援を受け申請する場合のみ ※【Aタイプ】、【Bタイプ】の場合は、申請書類の提出後に別途公社による現地診断（訪問による承継に関するヒアリング）が必要となります。	△	△	△
確定申告書（写し）…税務署へ提出したものを一式コピーしてください	確定申告書の2期分 ※ 法人の場合は、税務署へ提出した直近2期分の確定申告書全ての写し（別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書など全て） ※ 個人の場合は、税務署へ提出した直近2期分の確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む）	●	●	●
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）	※ 発行後3か月以内のもの ※ 個人事業主の場合は、開業届の写し	●	●	●
社歴（経歴）書	会社概要・パンフレット等、経歴記載があるもの	●	●	●
直近の事業税等の納税証明書（原本）	※ 法人の場合は、直近の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）」 ※ 個人の場合で、事業税が課税対象の方は、直近の「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」及び「住民税納税証明書（区市町村発行）」。事業税が非課税の方は、「所得税納税証明書（その1）（税務署発行）」及び「住民税納税証明書（区市町村発行）」 ※ 発行後3か月以内のもの	●	●	●
見積書、価格表の写し	※ 1件30万円（税込）以上の場合のみ ※ 見積書は、社判又は代表者印のあるもの。委託業務の明細が記載されていること。	●	●	●
経営者の年齢がわかる資料（運転免許証の写し等）	申請区分が【Aタイプ】【Bタイプ】の場合は、運転免許書など生年月日のわかる公的書類の写し	●	●	
返信用封筒	長形3号、宛名記入、切手不要 ※2通	●	●	●

(3) 申請書類の提出方法

- ① 下記提出先において申請を受け付けます。
- ② 受付は、全て「予約制」です。申請エントリー期間中にお申込みください。
- ③ 承継を促進するための助成金という性質上、申請内容および事業承継に関して説明できる申請企業の方が直接持参してください。代理人による申請は受け付けておりません。
- ④ 郵送等その他方法では受け付けておりません。
- ⑤ 申請書類の提出日時は、9月10日（火）までに電子メールにてご連絡します。なお、申請書類の提出は、希望日時でお受けできない場合があります。

【申請エントリー期間】

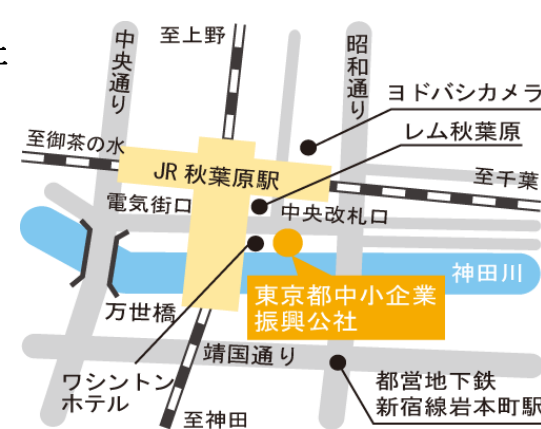
令和元年9月2日（月）～令和元年9月6日（金）午後5時

【申請書類の提出期間】

令和元年9月11日（水）、12日（木）、13日（金）のいずれかで公社が指定する日時

◆申請書類の提出先

公益財団法人東京都中小企業振興公社
総合支援課
事業承継・再生支援事業事務局
〒101-0025
東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎5階
TEL：03-3251-7885
E-Mail：shoukei@tokyo-kosha.or.jp
URL：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>



(3) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- イ 提出された申請書類は返却しません。必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ウ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者の負担となります。

9 審査方法

(1) 審査方法

【Aタイプ、Bタイプ】

申請書類に基づき、書類審査を行い、助成対象者を決定します。

【Cタイプ】

申請書類に基づき、書類審査および面接審査を行い、助成対象者を決定します。

(2) 審査の視点

ア 計画妥当性・効果（全タイプ共通）

財務状況・資金使途を含めた取組計画の妥当性はあるか。また、助成対象事業を実施することで事業承継に向けた課題改善の効果があるか。

イ 実現性（全タイプ共通）

計画された助成対象事業を実現できる能力や組織体制が認められるか。

ウ 必要性（全タイプ共通）

助成対象事業を実施することの必要性があるか。

エ 経営者の意欲（※Cタイプのみ面接による審査）

助成対象事業の実施により承継後の取組を進める強い意欲が経営者にあるか。

(3) 審査結果及び交付決定

ア 審査結果は、書面にてお知らせします。

イ 審査は非公開で行われ、審査の経過・結果に関するお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

ウ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

エ 助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

オ 助成金交付の対象となる事業は、交付決定通知書で通知した事業となります。

10 助成事業を実施するための注意事項

(1) 経理関係書類の確認

ア 実績報告の確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表、領収書、成果品の写真、購入品のカタログ、図面、報告書、CD-ROM等。原則、原本のない経費については、助成対象となりません。

イ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

ウ 助成事業に係る経理事務については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、帳票類を保管してください。

(2) 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。

海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを

適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(3) 事業計画の変更

申請書に記載された内容を変更するときは、事前に公社の承認が必要になります。ただし、正当な理由がない限り、変更は認められません。また、公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

(4) 助成金額の確定

採択の際に通知する助成金交付予定額は、助成金交付額の上限を示すものであり、実績報告に基づく完了検査後に助成金の額が確定します（助成金交付予定額から減額されることがあります。）。

(5) 義務の承継

助成事業及びその成果に基づく事業の運営を新たに設立する会社等が承継する場合は、交付決定に定める義務等は承継後の会社等に適用します。

11 助成事業完了後の注意事項

(1) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 活用状況報告書の提出

助成事業の完了した年度の翌年度から3年間の助成事業の実施結果について、毎年、報告書を提出していただきます。

(3) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

(4) 助成事業の公表と成果の発表

助成事業者の名称・代表者名・成果を公表する場合があります。また、助成事業者に、公社から発表を求める場合があります。

12 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただ

きます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 東京都内の主たる事業所及び助成事業の実施場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (8) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業に申請をすることは、以後一切できません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

- ア 当会社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

Q & A

1 申請について

Q 1 会社の他の助成事業と同一テーマ（内容）で申請することは可能か。

（回答）

併願申請はできません。いずれかひとつを申請してください。

Q 2 「基準日現在で、都内で2年以上継続的に事業を行っている。」との記載がありますが、継続的に事業を行っているとはどのようなものですか。

（回答）

単に登記や建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。都内の事業所に常用の従業員が勤務し、日常的に事業活動を行っていることが必要です。都内に登記されている役員の自宅があるだけ等の場合は該当しません。

Q 3 申請資格となる本事業による支援はいつでも申込可能ですか。

（回答）

本事業による支援は随時申込可能ですが、本助成金は令和元年8月末日までに本事業または拠点事業による支援を受けていることが条件となるため、時間に余裕をもって支援のお申込みをしてください。

Q 4 拠点事業による支援は受けたのですが、事業承継計画書が用意できません。

（回答）

拠点事業で再度支援を受けて頂くか、公社総合支援課へお問い合わせいただき、8月末までに本事業による支援を受けてください。

Q 5 経営計画書はどのようなものを用意すればよいのでしょうか。

（回答）

様式は自由で、必須項目というものはありませんが、申請内容と経営計画書の整合性についても審査対象となります。また、面接において多面的にご質問させていただいたうえで、総合的な評価を行います。

Q 6 書類の持参については、申請内容について説明ができる従業員であればよいのでしょうか。

（回答）

事業承継の促進を目的とする助成金という性質上、申請内容のみならず、事業承継についても説明の出来る方がご持参ください。

Q 7 申請エントリーを忘れてしまいました。書類の申請はできますか。

(回答)

エントリー締切後の申請はできませんので、必ず申請エントリー期間内にお申込みをしてください。

2 助成対象事業について

Q 8 法人の吸収合併で事業承継を行った場合は申請できますか。

(回答)

法人間の吸収合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式譲渡、新設合併、株式移転等で事業承継を行った（Cタイプ）、又は承継を予定（後継者決定：Bタイプ）している場合は申請できません。また、法人から個人事業主への事業譲渡にて承継を行う場合も助成対象とはなりません。

なお、後継者未定で第三者による事業承継に向けた取組（Aタイプ）での申請時は、承継手法は問いません。

Q 9 事業承継後に前経営者と現経営者が共に代表権を保有している場合でも承継済（Cタイプ）の助成対象となりますか。

(回答)

同一法人における代表退任並びに代表就任を伴う代表者交代による事業承継を対象としておりますので、共に代表権を保有している場合は承継済（Cタイプ）の助成対象とはなりません。

Q 10 Bタイプでの申請において、申請書及び事業承継計画に記載の後継（予定）者を変更することは可能ですか。

(回答)

申請書に記載頂いた後継（予定）者の変更申請は原則認めておりません。

Q 11 事業実施場所は、他県でも構わないですか。

(回答)

「原則として東京都内」です。

ただし「公社が成果物等を確認できること」が要件であり、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）であれば申請可能です。

3 助成対象経費について

Q 12 Aタイプに記載のM&A仲介会社とのアドバイザー契約とはアドバイザー方式のみ対象となるのですか。

(回答)

仲介方式、アドバイザー方式のどちらでも構いません。なお、月額報酬部分については、助成対象期間内に要する費用で、証書類を確認できる場合のみ対象となります。

Q13 完了検査時に成果物が確認できない場合に、途中までかかった経費は支払われますか。

(回答)

支払われません。助成事業の完了は、成果物を確認できることが必要です。

Q14 申請前に支払った経費は対象になりますか。

(回答)

対象になりません。助成対象期間内（交付決定日～令和2年（2020年）1月31日）に契約、取得、支払いが完了した経費が対象です。なお、見積もりは令和元年（2019年）11月以前（申請時以降）のものでも構いません。

4 現地診断及び審査について

Q15 現地診断の日程はどのように決まりますか。

(回答)

公社より現地診断の日程調整をさせていただいたうえで、9月30日（月）から10月10日（木）までの間に現地診断をさせていただきます。

Q16 現地診断ではどのようなことをするのですか。

(回答)

公社職員、支援スタッフが申請企業へ訪問し、事業承継の計画や実施状況等についてヒアリングをさせていただくものです。

Q17 現地診断は審査の一環なのでしょうか。

(回答)

現地診断は審査の一環ではありませんが、申請要件となりますので、必ず受けてください。期日までに現地診断が実施できない場合は、申請を辞退されたものとみなします。

Q18 面接審査には代理人出席でも可能でしょうか。

(回答)

事業承継の促進を目的とする助成金という性質上、申請内容及び経営計画について説明できる申請者ご本人（承継された経営者の方）にご出席いただく必要があります。

Q19 面接日はいつになりますか。

(回答)

10月下旬を予定しておりますので、9月20日までに日時等をご連絡いたします。